

那 霸 市 公 報

第 1 3 9 9 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

条 例

那 霸 市 固 定 資 産 税 の 課 税 免 除 及 び 不 均 一 課 税 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例 (税 制 課) 606

公 告

未 吉 宅 地 開 発 建 築 協 定 の 認 可 及 び 縦 覧 に つ い て (建 築 指 導 課) 607

住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て (市 民 課) 607

那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 小 禄 南 土 地 区 画 整 理 事 業 の 仮 換 地 の 指 定 取 消 通 知 及 び
指 定 通 知 の 公 示 送 達 に つ い て (小 禄 南 区 画 整 理 事 務 所) 608

水 道 局 告 示

那 霸 市 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 指 定 に つ い て 609

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

平 成 1 7 年 度 検 察 審 査 員 候 補 者 及 び 予 定 者 を 選 定 す る く じ を 行 う 日 時 、 場 所
及 び く じ の 方 法 に つ い て 610

那 霸 市 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 告 示 611

条 例

那覇市条例第37号

平成16年11月1日

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成10年那覇市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第12条第1項の表の第5号」を「第12条第1項の表の第4号」に、「第45条第1項の表の第5号」を「第45条第1項の表の第4号」に改める。

第6条中「第12条第1項の表の第6号」を「第12条第1項の表の第5号」に、「第45条第1項の表の第6号」を「第45条第1項の表の第5号」に改める。

付 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

公 告

那 霸 市 公 告 第 4 2 号
平成 1 6 年 1 0 月 7 日
掲 示 済

末吉宅地開発建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第73条第1項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。また、同条第3項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 認可番号
第 1 号
- 2 認可年月日
平成 1 6 年 1 0 月 7 日
- 3 建築協定の名称
末吉宅地開発建築協定
- 4 建築協定区域の地名地番
那霸市首里末吉町 3 丁目 109 番地他 1 1 筆
- 5 縦覧場所
那霸市役所 都市計画部 建築指導課
那霸市銘刈 2 - 3 - 1 新都心銘刈庁舎 5 F

那 霸 市 公 告 第 4 5 号
平成 1 6 年 1 0 月 2 0 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那霸市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那 覇 市 公 告 第 4 8 号
平成 1 6 年 1 1 月 1 日

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の仮換地の指定取消通知及び指定通知の公示送達について

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定による仮換地指定について、同条第 4 項の規定により仮換地の指定取消通知書及び指定通知書を送付したが転居先不明のため、同法第 133 条の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

那 覇 広 域 都 市 計 画 事 業
小 禄 南 土 地 区 画 整 理 事 業
施 行 者 那 覇 市
代 表 者 那 覇 市 長 翁 長 雄 志

書類の送付を受けるべき者		通知の内容
住所	氏名	
那覇市字小禄 8 5 7 番地 5	當間 清	平成 1 年 1 2 月 2 2 日付け、那建区第 10243 号 72 号により通知した仮換地指定の内、下記の宅地について、仮換地変更により指定を取消す。 従前の宅地：那覇市字小禄万越原 986 番 2 23. m ² 仮換地：27 街区 14 画地 3 m ² 27 街区 18 画地 3 m ² 27 街区 22 画地 3 m ² 仮換地の指定取消通知の日：平成 16 年 9 月 1 6 日
那覇市字小禄 8 5 7 番地 5	當間 清	那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理施行地区内の貴殿所有の下記宅地について、仮換地を指定する。 従前の宅地：那覇市字小禄万越原 986 番 2 23. m ² 仮換地：27 街区 14 画地 3 m ² 27 街区 18 画地 3 m ² 27 街区 22 画地 3 m ² (形状の変更) 仮換地の指定通知の日：平成 16 年 9 月 1 6 日
那覇市山下町 1 0 番 1 7 号	上原 武三	那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理施行地区内の貴殿所有の下記宅地について、仮換地を指定する。 従前の宅地：那覇市字小禄泉原 5192 番 7 35. m ² 仮換地：44 街区 12-1 画地 25 m ² 仮換地の指定通知の日：平成 16 年 9 月 1 6 日
豊見城市字与根 3 2 4 番地	新垣 正榮	平成 1 年 1 2 月 2 2 日付け、那建区第 10243 号 23 号により通知した指定を取消す。 仮換地の指定取消通知の日：平成 16 年 9 月 1 6 日

- 注意 1 この通知書記載の「仮換地指定の効力の日」から従前の宅地については使用し、または収益することができません。
- 2 別に通知する「仮換地について、使用または、収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。
- 3 この通知について不服があるときは、この通知を知った日から起算して60日以内に沖縄県知事に審査請求をすることができます。
(審査請求書の記載事項は、行政不服審査第15条に規定されています。)
- 4 上記の仮換地地積は確定測量の結果、多少増減します。
- 【掲示場所】 1 那覇市字宇栄原 1035 番地 小禄支所 1階掲示板
2 那覇市市字小禄 752 番地 小禄老人福祉センター 1階掲示板

水道局告示

那覇市水道局告示 第3号
平成16年10月12日
掲 示 済

那覇市水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市水道局指定給水装置工事事業者規程第10条1項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那 覇 市 水 道 事 業 管 理 者
水 道 局 長 高 嶺 晃

那覇市水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
299	有限会社 光来興建	那覇市 若狭3丁目9番1号	蘇 政夫	平成15年 4月22日
300	シンキ設備	北中城村 字島袋307番地	知花 進	平成15年 5月20日
301	山城設備	糸満市 字大里25番地	山城 幸雄	平成16年 5月31日

302	沖 縄 電 建	浦添市 牧港1丁目8番1号	金城 俊功	平成16年 6月25日
303	有限会社 幸南設備工業	沖縄市 室川2丁目10番14号	幸喜 政明	平成16年 7月15日
304	株式会社 設 備 技 研	沖縄市 美里2丁目13番33号	平良 智	平成16年 7月20日
305	株式会社 沖 産 業	浦添市 西原2丁目4番12号	花城 清健	平成16年 8月27日
306	株式会社 正太商事工業	那覇市首里久場川 2丁目28番地1	當眞 正次	平成16年 9月1日
307	アルファーマイフメンテ ナンス(株)	那覇市 前島1丁目1番3号	山本 綾子	平成16年 9月1日
308	有限会社 上原設備工業	豊見城市 字与根158番地の3	上原 直彦	平成16年 9月3日
309	上 門 設 備	与那城町 字西原282番地の3	上門 義秀	平成16年 10月6日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第60号
平成16年10月4日
掲 示 済

平成17年度検察審査員候補者及び予定者を選定するくじを行う日時、場所及びくじの方法について

検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第3項及び検察審査会法施行令(昭和23年政令第354号)第5条の規定による平成15年度検察審査員候補者及び予定者を選定する「くじ」に関して、次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

- 1 くじを行うべき日時
 - (1) 予定者 平成 16 年 10 月 19 日 午後 2 時
 - (2) 充足者 平成 16 年 12 月 3 日 午後 2 時
 - (3) 候補者 平成 16 年 12 月 20 日 午後 2 時
- 2 くじを行うべき場所
那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 那覇市新都心銘苅庁舎 2 階
那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
- 3 くじの方法
検察審査員候補者選定規程 (平成 13 年 10 月 2 日那覇市選挙管理委員会告示第 2 号) の定めるところによる。

那覇市選挙管理委員会告示第 99 号
平成 1 6 年 1 1 月 1 日

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

那覇市選挙管理委員会規程 (昭和 47 年那覇市選挙管理委員会告示第 38 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「仮委員長は、最年長の委員がこれにあたる。」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 仮委員長は、最年長の委員がこれにあたる。

第 5 条の 2 中「市議会」の次に「議長」を加える。

第 7 条中「議会及び長」を「市議会議長及び市長」に改める。

第 12 条第 1 項中「出席委員とともに署名しなければならない。」を削る。

第 16 条の 2 中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、同項中「兼任書記を置く。」を「兼任書記を置くことができる。」に改める。

第 17 条第 2 項中「前項」の次に「に掲げる」を加える。

第 20 条中「特別の事由」の前に「ただし、」を加える。

第 21 条の 2 見出し中「閲覧」を「取扱い」に改める。

第 23 条を次のように改める。

(局長の専決事項)

第 23 条 次に掲げる事項は、局長がこれを専決するものとする。ただし、重要又は異例に属すると認める事項は、委員長の指揮を受けるものとする。

- (1) 職員の身分調査に関する事。
- (2) 職員の配置及び事務分掌に関する事。
- (3) 主幹の服務及び出張に関する事。
- (4) 照会、回答及び報告に関する事。
- (5) 公簿の閲覧に関する事。
- (6) 諸証明に関する事。
- (7) 公文書の公開又は非公開に関する事。

(主幹の専決事項)

第 23 条の 2 次に掲げる事項は、主幹がこれを専決するものとする。ただし、重要であると認める事項は、局長の指揮を受けるものとする。

- (1) 那覇市職員の給与に関する条例(昭和 58 年那覇市条例第 10 号)に基づく給与の支給に関する事。
- (2) 主査等の服務、時間外勤務命令及び出張に関する事。
- (3) 臨時職員の任用、給与及び服務に関する事。

第 25 条を次のように改める。

(告示の方法)

第 25 条 前条に定めるもののほか、告示は那覇市公報に登載して行う。ただし、急を要するときは、新都心銘苅庁舎の掲示場に掲示して行うものとする。

第 26 条第 1 項中「

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 長 印

を「

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 印

に、

れい書 2 1

れい書 2 4

方 ミ リ

てん書 3 0

メ ー ト ル 」

方 ミ リ

メ ー ト ル 」

「 2 1 」を「 2 4 」に改める。

付 則

- 1 この告示は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市選挙執行規程(平成 12 年那覇市選挙管理委員会告示第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(告示の方法)

第 2 条 選挙長が行う告示は、新都心銘苅庁舎の掲示場に掲示して行うものとする。

- 3 この告示施行後においても、なお当分の間、この告示施行前の様式を使用することができる。